

個人情報の保護に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第60条第2項の規定に基づき、個人情報の保護に関し必要な事項を定める。

(基本理念)

第2条 わが国の情報技術の急速な進歩により個人情報の利用が急速に拡大しており、社会的にも個人情報の適切な利用と保護が極めて重要となっている。このような状況に鑑み、平成17年4月、個人情報保護法が施行された。本会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する規則を以下のように定めて、わが国の個人情報保護に関連する法令に基づく個人情報の適切な保護に努めるものとする。

(個人情報の収集)

第3条 本会は、定款に定められた本会の事業目的の遂行のために個人情報を必要な範囲で収集する。その際には、収集及び使用の目的を明示するとともに、提供者本人の意思に基づくことを原則とする。

(個人情報の利用と提供)

第4条 本会は、収集した個人情報を目的の範囲内で利用する。収集した個人情報は特段の事情がある場合を除き、本人の同意なく第三者へ開示・提供することはしない。ただし、次の場合には個人情報を利用し、又は開示・提供することがある。

- (1) 個人情報の保護法に関する法律16条3項の規定に基づく場合
- (2) 提供者の同意がある場合
- (3) 事業目的の達成のために必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(個人情報の管理)

第5条 本会が収集した個人情報は、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん、及び漏洩等を防止するため適正な管理に努める。万一それらが発生したときには、回復に努めるとともに、速やかに再発防止措置をとる。また、個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、当該業者に対し、適正な管理が行われるよう管理・監督する。なお、提供者自身により個人情報が開示されている場合、及び既に公開されている個人情報については、本会の管理の対象外とする。

(個人情報の開示及び訂正等)

第6条 本会は、個人情報の提供者から本人に関する個人情報の開示請求があったときは、原則として遅滞なく開示する。また、本人に関する個人情報の訂正・利用停止等の申し出があったときは、遅滞なく対応する。

(個人情報の取扱いに関する問合せ先)

第7条 個人情報の取扱いに関する問合せ先は、本会の事務局とする。

(規則の改廃等)

第8条 この規則の改廃は、本会の定款第36条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年5月25日開催の第1回理事会で制定し、平成26年4月1日より施行する。